平成２３年（フ）第４７８号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井住宅25―406
債務者　稲村　一男
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７９号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井住宅25―406
債務者　稲村　浩史
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５０号
長崎県長崎市大黒町11番14号　東亜物産ビル802号、旧住所福岡県福岡市博多区中洲中島町３番20―303号
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
長崎県長崎市平和町21番４号　県営住宅平和町団地Ｄ棟101号
債務者　齊野　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地17小ヶ倉マンションＡ棟402号、旧住所長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地29　ファミーユ南長崎505号
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２７号
北海道北広島市白樺町１丁目４番地１　Ｃ４―35
債務者　平松久美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０２号
札幌市豊平区平岸４条13丁目５番２号　フォレストヒルズ平岸101号
債務者　大方　　祥
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６７号
札幌市白石区菊水元町７条１丁目13番17号　２階
債務者　竹本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９４号
札幌市東区北45条東13丁目１番14号
債務者　奥田　泰子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１９号
札幌市中央区南11条西12丁目２番25―201号
債務者　菊地　康夫
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２０号
札幌市中央区南11条西12丁目２番25―201号
債務者　菊地　友子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３５号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目１番12号　藤建設マンション101号
債務者　阿部　耕也
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５６号
札幌市白石区本郷通11丁目南１番３号　本郷イレブンハイツ201号
債務者　佐々木聖子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１０７号
北海道江別市一番町10番地の７　タウンハウスＡ棟105
債務者　岡田　純一
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２９号
札幌市東区北39条東10丁目１―22　アップルハウス北39条105号、住民票上の住所札幌市東区北34条東26丁目２番21号
債務者　矢澤　貞夫
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３１号
北海道恵庭市恵央町７番19　グランドＭ２―Ｎ号
債務者　村上　康博
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５５号
札幌市豊平区中の島１条４丁目５番９号　マンション花園１Ｆ左
債務者　相馬　直寿
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部